

エレベーター保守点検業務仕様書

本仕様書は、和歌山市（以下「甲」という）が委託する和歌山市役所本庁舎、東庁舎等エレベーター保守点検業務（以下「業務」という。）の仕様を定めるものであり、受託者（以下「乙」という。）は、この仕様書に基づき、業務を誠実に実施するものとする。

1 目的

乙は、和歌山市本庁舎及び東庁舎等のエレベーターを常に良好な状態に保つため、機器が摩耗や劣化する前に、適切な判断により合理的な予防措置を講じることにより故障等の未然の防止に資することを目的とする。

2 エレベーターの機種、台数及び設置場所

三菱電機製	本庁舎 1 号機 (庁舎内中央)	本庁舎 2 号機 (庁舎内中央)	本庁舎 3 号機 (庁舎内中央)	本庁舎 4 号機 (庁舎内中央)
設置年月	S 5 1 年 3 月	S 5 1 年 3 月	S 5 1 年 3 月	S 5 1 年 3 月
型式	インバーター制 御式群管理	インバーター制 御式群管理	インバーター制 御式群管理	インバーター制 御式群管理
用途	乗用	乗用	乗用	乗用
速度	150m/min	150m/min	150m/min	150m/min
容量	1,150Kg	1,150Kg	1,150Kg	1,150Kg
停止箇所数	15	15	14	14

三菱電機製	本庁舎 5 号機 (西出入口)	本庁舎 6 号機 (議会棟内北)	東庁舎 1 号機 (庁舎内北西)	東庁舎 2 号機 (庁舎内北西)
設置年月	S 5 1 年 3 月	S 5 1 年 3 月	H 1 3 年 9 月	H 1 3 年 9 月
型式	インバーター制 御式	インバーター制 御式	インバーター制 御式	インバーター制 御式
用途	人荷用	乗用	乗用	乗用
速度	90m/min	90m/min	60m/min	60m/min
容量	1,150Kg	750Kg	900Kg	900Kg
停止箇所数	17	3	4	4

3 業務内容

乙は、契約期間中、フルメンテナンス契約による点検のため月 1 回技術員を派遣して、機械装置の点検、清掃及び給油等の保守点検（別表 1 の各項目）の他、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 12 条第 4 項に基づく年 1 回の担当技術監督者による設備全般の総

合精密テスト及び安全装置の機能試験を行うものとする。

また、昇降機の安全と正常な運転機能を確保するために、本仕様書による他、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」や、稼働頻度などの稼働データ等を考慮した適切な保全プログラムを構築し、これらに基づき、計画的に専門技術者を派遣して業務を遂行しなければならない。

(1) 点検内容

定期点検では月1回別表1の項目について点検を実施すること。

なお、点検日については事前に甲の了承を得ること。

(2) 故障時の対応

①乙は、24時間出動体制を整え、不時の故障・事故に対し、最善の手段で対処すること。

②乙は、故障、災害等により、エレベーターに閉じ込め又は機能停止が生じた場合は、甲等から連絡を受け、速やかに適切な処置を講じるよう努める。

(3) 機能維持修理

①対象設備の機能維持を図るため、機器の摩耗・劣化を予測し、その予測に基づき必要と認めたときは、機器の構成部品の修理・取替（以下機能維持修理という）を行う。

ただし、その対象となる機器の摩耗・劣化は、対象設備を通常使用する場合に生ずる範囲のものに限るものとする。

②機能維持修理の範囲は、別表2のとおりとし、機能維持修理が終了したときは、完了届を提出すること。

(4) 遠隔監視

①24時間365日エレベーターを電話回線にて監視し、異常があれば対応すること。

②遠隔監視等に必要な電話料金は乙の負担とする。

(5) 定期検査の実施

エレベーター8基について、年1回資格を有した検査員により建築基準法第12条第4項にもとづき定期検査を実施すること。

①定期検査内容

ア.絶縁試験 イ.巻上機速度試験 ウ.調速機試験 エ.非常止試験 オ.機械室関係

カ.主ロープの状況 キ.ガバナロープの状況 ク.各部安全スイッチ ケ.通報装置

コ.ピット床関係

(6) その他

①和歌山市内に保守技術員を有する事業所を構え、故障等発生時には30分以内に現地エレベーターに到着し、故障復旧に取り掛かること。

②局地的な大規模災害や大規模事故等が発生した場合に備え、緊急時の受信管制センターを複数箇所（2箇所以上）備え、その設置場所は関西（大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県）とそれ以外の都道府県にそれぞれ1箇所以上として、そのうちの1箇所の受信管制センターが機能不全となった場合においても、他の受信管制センター

がその機能を補完し、通常の業務が行える体制とすること。

- ③甲が本エレベーターの維持管理及び建物の維持保全計画又は長期修繕計画においてエレベーターに関する事項を盛り込み、又はその事項の見直しを行う場合に助言を求めた際、受託者の立場から適切な技術的助言を行うこと。
- ④本件業務に使用する材料は、エレベーター製造業者が製造・供給又は指定する部品とし、良好な品質のものとすること。
- ⑤乙は、本件業務により発見した破損、故障等は、ただちに甲へ報告するとともに、必要に応じた措置を行うこと。
- ⑥乙は、保守・点検作業終了後に毎回、作業報告書を甲に提出すること。作業報告書は、エレベーターの種別に応じて別表1定期点検内容を網羅し、計測値の記載、写真の添付等により、可能な限り、具体的な作業結果を記載すること。また、遠隔監視又は遠隔点検を行う場合は、別表3において定める項目について、異常の兆候と処置内容及び遠隔点検期間末日の状態を含む総合所見を加えた報告書を作成し、甲に提出すること。
- ⑦乙は、別表4修繕計画表の修繕計画を作成し、令和8年4月30日までに提出し契約期間内に実施すること。別表4修繕実施後は、その都度修繕前後の写真を添付し修繕報告書を提出すること。
- ⑧建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第4項及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の5第2項に規定する1級建築士若しくは2級建築士又は昇降機等検査員のいずれかの資格を有することを証する書類及び直接的な雇用関係を証する書類を提出すること。

疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規程する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

(別表1) 定期点検

点検項目	内容
機械室点検	<ul style="list-style-type: none"> ・室内環境状態点検整備 ・巻上機、巻上電動機、電磁ブレーキ、調速機、受電盤、群管理盤の運転状態点検
カゴ点検手入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・カゴの運転状態点検 ・カゴ操作盤、押しボタン、表示ランプ、カゴ内照明の点検手入れ ・外部連絡装置、乗り場押しボタン、表示ランプ、乗り場敷居の点検
カゴ上点検手入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・カゴ上環境状態、ファン、ディフェーザ、救出口の点検 ・非常止装置の点検手入れ ・カゴ廻り各機器の点検手入れ
戸閉回路点検手入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・ドアインタロック、ドア開閉装置の点検手入れ
昇降装置点検	<ul style="list-style-type: none"> ・上下部終点スイッチの点検手入れ ・主ロープ、ガバナーロープの状態点検 ・昇降路内各機器の点検手入れ
ピット点検	<ul style="list-style-type: none"> ・ピット内環境状態点検整備 ・ピット内各機器、カゴ下各機器の点検手入れ
絶縁抵抗測定	<ul style="list-style-type: none"> ・電源回路、電動機回路、制御回路、戸閉回路、電灯回路、信号回路について測定
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔監視装置 ・地震時管制運転装置 ・火災時管制運転装置

(別表2) 修理範囲

機器名	修理項目
巻上機	<ul style="list-style-type: none"> ・ギヤ取替 ・軸受取替 ・歯当り調整 ・ブレーキライニング（パッド）取替 ・ブレーキシュー取替 ・ブレーキディスク（ホイール）取替 ・ブレーキプランジャー取替 ・ブレーキスリーブ取替 ・ブレーキコイル取替 ・オイルシール取替 ・油切り片取替 ・シーブ軸取替

(別表2) 修理範囲(つづき)

機器名	修理項目
巻上機	<ul style="list-style-type: none"> ・シープ溝削正 ・シープ取替 ・ギヤオイル取替 ・防振ゴム取替
そらせ車、頂部返し車	<ul style="list-style-type: none"> ・シープ溝削正 ・軸受取替
調速機	<ul style="list-style-type: none"> ・軸受取替 ・シープ取替
張り車(ガバナ・つり合ロープ)	<ul style="list-style-type: none"> ・軸受取替 ・シープ取替
カゴ枠	<ul style="list-style-type: none"> ・防振ゴム取替
吊り車	<ul style="list-style-type: none"> ・軸受取替 ・吊り車取替
非常止め装置	<ul style="list-style-type: none"> ・フリクションダンパー取替
ガイドシュー	<ul style="list-style-type: none"> ・シュー(ローラ)取替
給油器	給油器取替
カゴ戸装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ドアレール取替 ・レバー機構取替 ・リトラクタブルベーン取替 ・網カケ滑車取替 ・連動ロープ(ベルト)取替

(別表3) 遠隔監視項目・遠隔点検項目

遠隔監視項目	故障・異常及びカゴ内からの通報
	<ul style="list-style-type: none"> ・閉じ込め故障 ・起動不能故障 ・エレベータ用動力電源停電 エレベーター用100V電源停電 ・ドア開閉故障(ドアの閉まり切らず、開き切らず) ・カゴ停止時の着床不良 ・カゴ内からの通報
遠隔点検項目	性能点検(毎月1回)
	<ul style="list-style-type: none"> ・起動状態 ・加速走行状態 ・定常走行状態 ・減速走行状態 ・着床状態
	各機器の点検(毎月1回)

(別表3) 遠隔監視項目・遠隔点検項目（つづき）

遠隔点検項目	・機械室又は制御盤の温度　・制御機器の状態　・カゴ内の行先階ボタンの状態　・インターホンの状態　・ドアの開閉状態　・乗場ボタンの状態　・ドアスイッチの状態　・電磁ブレーキの異常の有無
	利用状態（毎月1回）
	・カゴの走行距離、走行時間又は起動回数　・ドアの開閉回数

(別表4) 修繕計画表

本庁舎1号機	インターホンバッテリー 取替 停電灯バッテリー 交換
本庁舎2号機	インターホンバッテリー 取替 停電灯バッテリー 交換
本庁舎3号機	インターホンバッテリー 取替 停電灯バッテリー 交換
本庁舎4号機	インターホンバッテリー 取替 停電灯バッテリー 交換
本庁舎5号機	-
本庁舎6号機	-
東庁舎1号機	-
東庁舎2号機	-

業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）
は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は、和歌山市役所本庁舎及び東庁舎等エレベーター保守点検業務（以下「委託業務」という。）
の履行を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。
（委託金）

第4条 委託金の額は、 円（消費税及び地方消費税分
とする。 円を含む。）

2 委託金は月払とし、1月当たりの支払額は、 円（消費税及び地方消費税分
円を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。
（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行についてあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。
（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。
（損害の負担）

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従事員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。
（乙の履行不能）

第10条 乙は、その責めに帰すべき事由により委託業務を履行しないときは、その履行不能分に相当する委託金の額を減額して、甲に委託金の請求をしなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。
3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の30の金額に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。
（確認）

第11条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正後その旨を甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。
（委託金の支払）

第12条 乙は、毎月、当該月に履行した委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならぬ。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託金額の支払が遅れたときは、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき事由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 第20条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。

(3) 理由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

(4) 債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第14条 甲は、必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をしてこの契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。

ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものといい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいづれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。
- （乙の解除権）
- 第17条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が6か月を超えたとき。
- 2 第8条第2項及び第13条第4項の規定は、前項の規定により、この契約を解除された場合に準用する。
- （賠償金等の徵収）
- 第18条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは乙に追徴する。
- （秘密の保持等）
- 第19条 乙は、委託業務を履行する際に、知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。
- 3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。
- （個人情報取扱特記事項の遵守）
- 第20条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。
- 2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。
- （補則）
- 第21条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。
- この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地

和歌山市

和歌山市長 尾 花 正 啓

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してもならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しだったときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めること及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならぬ。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

- (1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。
- (2) 当該事故の原因を分析すること。
- (3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。
- (4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。